

資料 9

諮問事項

指定希少野生動植物種の指定について

2自第1295号
令和3年1月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事
(環境部自然環境課)

指定希少野生動植物種の指定について（諮問）

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和2年条例第42号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

指定希少野生動植物種の指定

2 諮問理由

指定希少野生動植物種の指定は、条例第9条第1項の規定により、知事が指定することができることとされている。

今般、県内に生息又は生育する希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があると認められる21種を指定希少野生動植物種に指定するため、諮問を行うもの。

指定希少野生動植物種の指定について（案）

令和2年10月6日に、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（以下「条例」という。）を公布したところである。

条例第9条に、「知事は、希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、指定希少野生動植物種として指定することができる」、また、「知事は、指定希少野生動植物種を指定しようとするときは、あらかじめ、福岡県環境審議会の意見を聴かなければならない」とされていることから、諮問を行うものである。

1 指定希少野生動植物種（案）

21種（資料は当日配付）

※平成30年度から令和元年度にかけて本県が実施した希少野生動植物種の調査結果を踏まえ、専門家による検討を行い、特に保護を図る必要がある種（案）を選定。

2 今後のスケジュール

令和3年	1月22日	環境審議会へ諮問
	1月22日	公園鳥獣部会において検討
	2月下旬～3月上旬頃	パブリックコメント
	3月中旬	答申
	4月上旬	指定の告示
	5月上旬	指定の施行
	7月頃	環境審議会でも部会決議報告

(参考) 指定希少野生動植物種の指定に伴い発生する規制

- ・ 捕獲等（捕獲、採取、殺傷、損傷）の禁止
- ・ 所持等（所持、譲渡し、譲受け、引渡し、引取り）の禁止
- ・ 販売目的の陳列又は広告の禁止